

養父市告示第106号

令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月28日

養父市長 大 林 賢 一

令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、中東情勢等の緊迫化に伴う原油価格の高騰や円安による輸入価格の増加などの影響による農業生産資材コストの増加に伴い、経営に著しく影響を受けている市内農業者に対し、令和8年度農業生産資材価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、農業経営の継続と安定化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により、農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 農業生産資材費 種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費、農具費をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、水稻、野菜、果樹、花き、家畜等（以下「農畜産物」という。）を生産する市内農業者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市税、市の使用料等の滞納がある者、養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者は交付の対象としない。

- (1) 市内に住所（法人の場合は市内に本店又は主たる事務所があるものに限る。）を有し、かつ、交付申請時に認定農業者に認定されている者又は直近（個人の場合は令和7年）の農畜産物の販売金額が50万円以上の農業者であること。
- (2) 個人の場合は令和7年所得税確定申告決算書、法人の場合は直近の決算報告書のうち損益計算書及び製造原価報告書等の販売金額や農業生産資材費の内訳が分かるもの（以下「直近の決算書等」という。）があること。

(3) 補助金交付後も、引き続き農畜産物の生産を継続する意思があること。

(補助金)

第4条 市長は、第1条に定める目的を達成するため、直近の決算書等における農業生産資材費の合計額に、6パーセントを乗じた額を補助金として交付するものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に定める額とする。

(1) 認定農業者 17万円

(2) 認定農業者以外の者 7万円

3 補助金額は千円単位とし、端数がある場合はこれを切捨てるものとする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。なお、補助金を算定するための書類として、直近の決算書等を添えて提出するものとする。

(補助金の交付額の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請等を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは予算の範囲内で補助金を定め、必要な条件を付して令和8年度補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を、交付しないことを決定したときはその旨及び理由を令和8年度補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定通知書により申請者に通知したときは、遅滞なく補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが認められたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、給付金の交付決定を取消したときは、令和8年度補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知し、給付金を交付せず、又は当該取消し部分に関し既に給付金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の廃止前に決定した補助金に係る第7条の規定については、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

養父市長 様

申請者 所在地又は住所
事業者名又は氏名
(署名又は記名押印)
電話番号

令和 8 年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書

令和 8 年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添付して申請及び請求します。

記

1 区分 (いずれかの□に✓を記入してください)

- ☐ 認定農業者（交付申請時点）
☐ 直近（個人の場合は令和 7 年）の農畜産物の販売金額が 50 万円以上

2 補助金交付申請額（単位：円）

①種苗(素畜)費	②肥料(飼料)費	③農薬衛生費	④諸材料費	⑤農具費
農業生産資材費の合計（A） （①＋②＋③＋④＋⑤）		（A）×0.06		補助金交付申請額 （※1、※2）

※1：補助金の上限額は 7 万円（認定農業者の場合は 17 万円）です。

※2：補助金額は千円単位とし、端数は切捨てしてください。

3 振込先

金融機関名	銀行、信用金庫 農協、信用組合			支店
預金種目	1 普通 2 当座 (いずれかに○)	口座番号		
ふりがな 口座名義				

4 誓約事項（項目を確認し、該当する場合□に✓を記入してください）

- ☐ 補助金交付後も引続き農畜産物の生産を継続します。
☐ 市税、市の使用料等の滞納はありません。また、市税、市の使用料等の納付状況を調査・閲覧されることに承諾します。
☐ 養父市暴力団排除条例(平成 25 年養父市条例第 18 号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係ではありません。

5 添付書類 直近の決算書（個人の場合は令和 7 年所得税確定申告決算書、法人の場合は決算報告書のうち損益計算書及び製造原価報告書等）の写し

第 号
年 月 日

様

養父市長



令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金について、令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件 補助金交付後も引続き農地産物の生産を継続すること

第 号
年 月 日

様

養父市長



令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金について、令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 補助金不交付の理由

第 号
年 月 日

様

養父市長



令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金について、令和8年度養父市農業生産資材価格高騰対策支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取消することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金取消決定額 円を取消す。
- 2 取消しの理由
- 3 補助金の返還 年 月 日までに により返還すること。